

日韓間条約一覽

※ この資料は、通覧性を旨として作成されたものである。利用に当たっては、正確を期するため、各項の注に掲げた条約集を参照されたい。

1 朝鮮国、大韓帝国との条約

注：外務省條約局『舊條約彙纂』第三卷(朝鮮及琉球之部)1934.3所収の条約を掲げた。

条約名の欄に「/」として掲げたものは、漢文又は韓国語文の条約名である。

調印年月日	条 約 名	正文	備 考
1876.02.26	修好條規	日漢	条文→資料①
1876.08.24	修好條規附録	日漢	
1876.08.24	朝鮮國議定諸港ニ於テ日本國人民貿易規則(修好條規附録ニ附屬スル通商章程)/通商章程一於朝鮮國議定諸港日本人民貿易規則	日漢	
1876.08.24	修好條規附録ニ附屬スル往復文書 朝鮮通商ノ宿弊芟除ニ關スル往翰 日韓漂民經費償還ノ件ニ關スル往翰 右二往翰ニ對スル復翰	日 日 漢	
1877.01.30	釜山港居留地借入約書 附地圖/釜山口租界條約	日漢	
1877.07.03	朝鮮漂流船取扱約定/辦理漂流船隻章程	日漢	
1877.12.20	朝鮮於テ探港中石炭貯蔵并運搬約定	日漢	
1878.05.14	韓國漂流船取扱補約ニ關スル往復文書/商訂償還漂民費用照覆	日・漢	
1879.08.30	元山津開港豫約 附地圖/元山津開港豫約	漢	
1881.08.04	元山津居留地地租取極書/元山津居留地地租約書	日漢	
1882.08.30	修好條規續約	日漢	
1882.08.30	濟物浦條約(明治十五年京城暴徒事變ニ關スル日韓善後約定) 同條約第三條遭難者ニ對スル要償約定(1882.08.30) 同條約第四條年賦支拂約定(1882.10.27) 同條約第四條賠償金ノ一部還付ニ關スル往復文書(1884.11.09/11.11)	漢 漢 漢 日・漢	条文→資料②

1883.03.03	海底電線設置ニ關スル日韓條約／釜山口設海底電線條款	日漢	
1883.07.25	朝鮮國ニ於テ日本人民貿易ノ規則／在朝鮮國日本人民通商章程	日漢	
1883.07.25	朝鮮國海關稅目／朝鮮國海關稅則	日漢	
1883.07.25	朝鮮國ニ於テ日本人民貿易ノ規則續約／通商章程續約	日漢	
1883.07.25	朝鮮國間行里程取極約書／議訂朝鮮國間行里程約條	日漢	
1883.07.25	約定シタル朝鮮國海岸ニ於テ犯罪ノ日本漁民取扱規則／處辦日本人民在約定朝鮮國海岸漁採犯罪條規	日漢	
1883.09.30	朝鮮國仁川港ニ於テ居留地借入約書／朝鮮國仁川口租界約條	日漢	
1884.10.01	龍山ヲ楊華鎮ニ代テ開市場トナスノ件ニ關スル往復文書(／1884.10.06)	漢	
1884.10.03	仁川濟物浦各國居留地約書／仁川濟物浦各國租界章程	英	朝鮮国、米、英(以上10.03署名)、日(11.07署名)
1884.11.29	朝鮮國間行里程取極約書附録／朝鮮國間行里程約條附録	日漢	
1885.01.09	漢城條約 (明治十七年京城暴徒事變ニ關スル日韓善後約定)	日漢	条文→資料③
1885.07.18	護衛兵派遣ノ權利保留ニ關スル往復文書／留存派兵護衛之權照覆	日・漢	
1885.12.21	海底電線設置條約續約／釜山口設海底電線條款續約	日漢	
1886.01.31	絶影島地所借入約書／租借絶影島地基約單	日漢	
1886.09.07	漂民經費償還法改正ニ關スル往復文書／更訂償完漂民經費之約照覆	日・漢	
1887.07.01	日韓漂民船貨救撈費償還法取極ニ關スル往復文書	日・漢	
1889.11.12	貿易規則續約／通商章程續約	日漢	
1889.11.12	日本朝鮮兩國通漁規則／朝鮮日本兩國通漁章程	日漢	
1891.01.21	月尾島地所借入約書 附地圖／租借月尾島地基約單	日漢	
1894.08.20	暫定合同條款	日漢	
1894.08.26	大日本大朝鮮兩國盟約／大朝鮮大日本兩國盟約	日漢	
1897.10.16	鎮南浦及木浦居留地規則 附地圖／鎮南浦木浦各國租界章程	英漢	各国と韓国
1899.06.02	群山、馬山浦、城津各國居留地規則 附地圖／羣山浦馬山浦城津各國租界章程	英	
1900.09.15	京畿道沿岸ニ於ケル漁業ニ關スル往復文書	日・漢	
1902.02.22	仁川停車場敷地ノ件ニ關スル往復文書(／1902.12.23)(1903.01.13／02.10)	英・漢	各国と韓国
1902.05.17	馬山日本專管居留地取極書 附地圖／馬山浦專管日本居留地協定書	日漢	

1904.02.23	日韓議定書／議定書	日韓	条文→資料④
1904.03.22	忠清、黄海、平安道ニ於ケル漁業ニ關スル往復文書(／1904.06.04)	日・漢	
1904.08.22	日韓協約／協定書	日韓	条文→資料⑤
1905.04.01	韓國通信機關委託ニ關スル取極書／協定書	日韓	
1905.08.13	韓國沿海及内河ノ航行ニ關スル約定書／約定書	日韓	
1905.11.17	日韓協約／韓日協商條約	日韓	条文→資料⑥
1906.10.19	森林經營ニ關スル協同約款	日韓	
1907.07.24	日韓協約／韓日協約	日韓	条文→資料⑦
1907.10.29	警察事務執行ニ關スル取極書／協定書	日韓	
1908.03.20	一時貸付金ニ關スル契約	日韓	
1908.03.30	清津土地管理ニ關スル取極書	日韓	
1908.10.31	漁業ニ關スル協定	日韓	
1909.03.15	在韓國外國人民ニ對スル警察事務ニ關スル協定	日	
1909.07.12	韓國司法及監獄事務委託ニ關スル覺書	日韓	
1909.07.26	韓國中央銀行ニ關スル覺書	日韓	
1910.06.24	韓國警察事務委託ニ關スル覺書	日韓	
1910.08.22	韓國併合ニ關スル條約	日韓	条文→資料⑧

2 大韓民国との条約

注：外務省『現行条約集覧(二国間条約)』及び同『条約集』各年版による。備考欄に発効年月日がない条約は、即日発効。

条約名の後の〈○○〉は略称。略称を太字にした条約は、国会承認を経て締結されたもの。占領下の条約は末尾掲載の附録へ。

署名年月日	条 約 名	正文	備 考
1957.12.31	〈日韓抑留者相互釈放及び日韓全面会談再開に関する了解覚書〉 日本国において収容されている韓人及び韓国において収容されている日本人漁夫に対する措置に関する日本国政府と大韓民国政府との間の了解覚書 日本国と大韓民国との間の全面会談の再開に関する覚書	英 英	
1965.06.22	日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約〈 基本関係条約 〉	日韓英	1965.12.18発効、 条文→資料⑨

1965.06.22	日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定〈漁業協定〉 附属書 韓国の漁業に関する水域の直線基線に関する交換公文 韓国の漁業に関する水域に関する交換公文 合意された議事録 漁業協定附属書に定める標識に関する交換公文 漁業協力に関する交換公文 安全操業に関する往復書簡 討議の記録	日韓 日韓 日・韓 日・韓 日韓 日・韓 日・韓 日・韓 日韓	1965.12.18発効、 1999.01.22失効
1965.06.22	財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定〈請求権・経済協力協定〉 第一議定書 第二議定書 第一議定書の実施細目に関する交換公文 協定第一条1(b)の規定の実施に関する交換公文 協定第一条2に定める合同委員会に関する交換公文 合意された議事録 合意された議事録 商業上の長期信用供与に関する交換公文	日韓 日韓 日韓 日・韓 日・韓 日・韓 日韓 日韓 日・韓	1965.12.18発効、 条文→資料⑩
1965.06.22	日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定〈在日韓国人の法的地位協定〉 合意された議事録 討議の記録	日韓 日韓 日韓	1966.01.17発効、 条文→資料⑪ 1991.01.10覚書あり。『主要条約集』平 18版上巻
1965.06.22	文化財及び文化協力に関する日本国と大韓民国との間の協定〈文化財・文化協定〉 附属書 合意された議事録 大韓民国政府に引き渡される文化財に関する往復書簡	日韓 日韓 日韓 日・韓	1965.12.18発効
1965.06.22	日本国と大韓民国との間の紛争の解決に関する交換公文〈紛争解決交換公文〉	日韓	1965.12.18発効、 条文→資料⑫
1965.12.18	日本国と大韓民国との間の貿易のための金融協定の終了に関する交換公文〈金融協定終了取極〉	英	金融協定(1950.6. 2)等。附録参照
1966.03.24	日本国と大韓民国との間の貿易取極〈貿易取極〉 日本国と大韓民国との間の貿易取極第四条の適用に関する交換公文	日韓英 英	

1966.12.06	漁業監視船の活動に関する日本国政府と大韓民国政府との間の交換公文〈漁業監視船の活動に関する取極〉	日・韓	
1967.04.28	共同資源調査水域の範囲に関する日本国政府と大韓民国政府との間の交換公文〈共同資源調査水域の範囲に関する取極〉	日・韓	
1967.04.28	漁業資源の科学的調査に関する日本国政府と大韓民国政府との間の交換公文〈漁業資源の科学的調査に関する取極〉	日・韓	
1967.05.16	航空業務に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定〈航空協定〉	日韓英	1967.08.30発効、1970.06.05以降数次にわたり附表修正
1967.10.25	技術訓練センターの設置に関する日本国政府と大韓民国政府との間の交換公文〈技術協力センター(工業技術訓練)設置取極〉	英	
1968.12.03	日本国政府と大韓民国政府との間の商標権の相互保護に関する取極(口上書)〈商標権相互保護取極〉	英	
1969.03.12	日本国政府と大韓民国政府との間の日本国産米の貸借に関する契約に関連する交換公文〈日本国産米の貸借契約に関連する取極〉	日・韓	
1969.04.01	海運業及び航空運輸業の所得に対する課税の相互免税に関する日本国政府と大韓民国政府との間の交換公文〈海運所得及び航空所得の相互免税取極〉	英	
1970.02.20	日本国と大韓民国との間の日本国産米の貸借に関する契約に関連する交換公文〈日本国産米の貸借契約に関連する取極〉	日・韓	
1970.03.03	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国と大韓民国との間の条約〈租税(所得)条約〉 交換公文 大韓民国の経済開発を促進するための特別の奨励措置に関する交換公文 議定書	英 英 英 英	1970.10.29発効、1999.11.22新条約の発効に伴い(重複部分につき)終了
1970.03.31	韓国に対する食糧援助に関する日本国政府と大韓民国政府との間の交換公文〈食糧援助取極〉	英	
1970.06.05	航空業務に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の附表の修正に関する交換公文〈航空協定附表修正取極〉	英	
1970.07.31	航空業務に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の附表の修正に関する交換公文〈航空協定附表修正取極〉	英	
1971.02.18	大韓民国に対する円借款の供与に関する日本国政府と大韓民国政府との間の交換公文〈円借款取極〉	英	農水産業近代化72億円
1971.02.26	日本国と大韓民国との間の日本国産米の売買に関する契約に関連する交換公文〈日本国産米の売買契約に関連する取極〉	英	

1971.05.18	日本国と大韓民国との間の日本国産米の売買に関する契約に関連する交換公文〈日本国産米の売買契約に関連する取極〉	英	
1971.06.29	大韓民国に対する円借款の供与に関する日本国政府と大韓民国政府との間の交換公文〈円借款取極〉	英	輸出産業育成・中小企業振興108億円
1971.08.28	金烏工業高等学校設立のための贈与に関する日本国政府と大韓民国政府との間の交換公文〈金烏工業高等学校設立のための贈与取極〉	英	1億3000万円
1971.08.28	日本国と大韓民国との間の日本国産米の売買に関する契約に関連する交換公文〈日本国産米の売買契約に関連する取極〉	英	
1971.12.30	大韓民国に対する円借款の供与に関する日本国政府と大韓民国政府との間の交換公文〈円借款取極〉	英	国鉄電化・ソウル地下鉄建設272億4000万円
1972.04.25	航空業務に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の附表の修正に関する交換公文〈航空協定附表修正取極〉	英	
1972.07.01	大韓民国に対する円借款の供与に関する日本国政府と大韓民国政府との間の交換公文〈円借款取極〉	英	経済安定・開発努力促進154億円
1972.07.01	金烏工業高等学校設立のための贈与に関する日本国政府と大韓民国政府との間の交換公文〈金烏工業高等学校設立のための贈与取極〉	英	3億9400万円
1973.01.24	大韓民国に対する円借款の供与に関する日本国政府と大韓民国政府との間の交換公文〈円借款取極〉	英	通信施設拡張62億円
1973.01.25	日本国政府と大韓民国政府との間の特許権及び実用新案権の相互保護に関する交換公文〈特許権及び実用新案権の相互保護取極〉	英	
1973.02.16	大韓民国に対する円借款の支出期間の延長に関する日本国政府と大韓民国政府との間の交換公文〈円借款の支出期間の延長取極〉	英	
1973.06.30	大韓民国に対する円借款の使用期限の延長に関する日本国政府と大韓民国政府との間の交換公文〈円借款の使用期限延長取極〉	英	
1973.08.23	日本国産米の売買に関する契約に関連する日本国政府と大韓民国政府との間の交換公文〈日本国産米の売買契約に関連する取極〉	英	
1973.12.24	大韓民国に対する円借款の供与に関する日本国政府と大韓民国政府との間の交換公文〈円借款取極〉	英	商品借款154億円、韓国外為銀行62億円
1974.01.30	日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の北部の境界画定に関する協定〈大陸棚北部境界画定協定〉 合意された議事録	英 英	1978.06.22発効、 条文→資料⑬

1974.01.30	日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定〈大陸棚南部共同開発協定〉 合意された議事録 掘さく義務に関する交換公文 海洋における衝突の防止に関する交換公文 海洋の汚染の防止及び除去に関する交換公文	英 英 英 英 英	1978.06.22発効、 条文→資料⑭ 1987.08.31修正
1974.02.06	金烏工業高等学校設立のための贈与に関する日本国政府と大韓民国政府との間の交換公文〈金烏工業高等学校設立のための贈与取極〉	英	5億6300万円
1974.02.16	大韓民国に対する円借款の支出期間の延長に関する日本国政府と大韓民国政府との間の交換公文〈円借款の支出期間の延長取極〉	英	
1974.06.07	農業に関する日韓共同研究計画の実施のための技術協力に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定〈農業共同研究計画協力協定〉	英	
1974.06.26	大韓民国に対する円借款の使用期限の延長に関する日本国政府と大韓民国政府との間の交換公文〈円借款の使用期限延長取極〉	英	
1974.10.25	大韓民国に対する円借款の供与に関する日本国政府と大韓民国政府との間の交換公文〈円借款取極〉	英	農業開発・大清ダム建設313億2000万円
1974.12.27	ソウル大学校工科大学用実験機材の贈与に関する日本国政府と大韓民国政府との間の交換公文〈ソウル大学校工科大学用実験機材の贈与取極〉	英	5億円
1975.08.29	ソウル大学校工科大学用実験機材の贈与に関する日本国政府と大韓民国政府との間の交換公文〈ソウル大学校工科大学用実験機材の贈与取極〉	英	5億円
1975.08.29	大韓民国に対する円借款の供与に関する日本国政府と大韓民国政府との間の交換公文〈円借款取極〉	英	北坪港開発124億2000万円、農業生産促進110億円
1976.03.06	大田職業訓練院のための技術協力に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定〈大田職業訓練院のための技術協力協定〉	英	
1976.09.01	ソウル大学校工科大学用実験機材の供与のための贈与に関する日本国政府と大韓民国政府との間の交換公文〈ソウル大学校工科大学用実験機材の贈与取極〉	英	10億円
1976.11.13	円借款の供与に関する日本国政府と大韓民国政府との間の交換公文〈円借款取極〉	英	通信施設拡張66億円、忠北線複線化43億円
1977.02.10	円借款の供与に関する日本国政府と大韓民国政府との間の交換公文〈円借款取極〉	英	農業生産促進126億円

1977.08.31	円借款の供与に関する日本国政府と大韓民国政府との間の交換公文(円借款取極)	英	農業生産促進・超高压送電施設建設・忠州ダム建設240億円
1977.08.31	麦類研究所の実験用装置の供与のための贈与に関する日本国政府と大韓民国政府との間の交換公文(麦類研究所の実験用装置供与のための贈与取極)	英	1億円
1977.09.29	地域社会医学センター用医療機材の供与のための贈与に関する日本国政府と大韓民国政府との間の交換公文(地域社会医学センター用医療機材の贈与取極)	英	6億円
1977.09.30	航空業務に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の付表の修正に関する交換公文(航空協定付表修正取極)	英	
1978.08.18	地域社会医学センター用医療機材の供与のための贈与に関する日本国政府と大韓民国政府との間の交換公文(地域社会医学センター用医療機材の贈与取極)	英	4億円
1978.12.20	円借款の供与に関する日本国政府と大韓民国政府との間の交換公文(円借款取極)	英	農業生産促進140億円、医療施設拡充70億円
1979.09.12	航空業務に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の付表等の修正に関する交換公文(航空協定付表等修正取極)	英	
1979.12.27	円借款の支出期限の延長に関する日本国政府と大韓民国政府との間の交換公文(円借款の支出期限延長取極)	英	
1980.01.18	円借款の供与に関する日本国政府と大韓民国政府との間の交換公文(円借款取極)	英	教育施設拡充・医療保険研究機関施設近代化・都市下水処理場建設190億円
1981.01.31	円借款の供与に関する日本国政府と大韓民国政府との間の交換公文(円借款取極(事業計画借款))	英	地方病院施設整備・教育施設(基礎科学分野)拡充190億円
1982.02.04	日本国産米の売買に関する契約に関連する日本国政府と大韓民国政府との間の交換公文(日本国産米の売買契約に関連する取極)	英	
1983.10.07	円借款の供与に関する日本国政府と大韓民国政府との間の交換公文(円借款取極)	英	陝川多目的ダム・ソウル大小児病院拡充・下水処理場建設・地方上下水道拡張451億円
1984.06.25	円借款の供与に関する日本国政府と大韓民国政府との間の交換公文(円借款取極)	英	住岩多目的ダム・下水処理場・都市廃棄物処理施設・国立保健院安全性研究センター建設・上水道整備・農業水産試験研究設備近代化・気象関連設備近代化495億円

1985.03.27	大韓民国の経済開発を促進するための特別の奨励措置に関する日本国政府と大韓民国政府との間の交換公文〈大韓民国の経済開発を促進するための特別の奨励措置に関する取極〉	英	1999.12.27失効
1985.09.18	円借款の供与に関する日本国政府と大韓民国政府との間の交換公文〈円借款取極〉	英	化学計量標準研究用資機材補強・総合海洋調査船建造・教育施設拡充・医療施設拡充・下水道処理場建設549億円
1985.12.20	科学技術の分野における協力に関する日本国政府と大韓民国政府との間の交換公文〈科学技術協力協定〉	日韓英	
1987.03.28	円借款の供与に関する日本国政府と大韓民国政府との間の交換公文〈円借款取極〉	英	臨河多目的ダム・教育施設拡充・廃棄物処理施設・酪農施設改善・中小企業近代化・農業機械化446億3300万円
1987.08.31	日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の付表及び掘さく義務に関する交換公文の修正に関する日本国政府と大韓民国政府との間の交換公文〈大陸棚南部共同開発協定の付表及び掘さく義務に関する交換公文の修正取極〉	英	
1988.04.15	円借款の供与に関する日本国政府と大韓民国政府との間の交換公文〈円借款取極〉	英	栄山江防潮堤・蔚山市都市開発・教育施設・私大附属病院施設拡充・研究所施設拡充・下水処理場建設272億6200万円
1988.04.27	航空業務に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の付表等の修正に関する交換公文〈航空協定付表等修正取極〉	英	
1989.06.16	円借款の供与に関する日本国政府と大韓民国政府との間の交換公文〈円借款取極〉	英	大田市上水道拡張・中小企業近代化76億3400万円
1990.03.30	航空業務に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の付表等の修正に関する交換公文〈航空協定付表等修正取極〉	英	
1990.05.25	数次査証の付与及び査証料の免除に関する日本国政府と大韓民国政府との間の交換公文〈数次査証付与及び査証料免除取極〉	日・韓	1990.07.01発効
1990.05.25	原子力の平和的利用の分野における協力のための日本国政府と大韓民国政府との間の交換公文〈原子力平和的利用協力取極〉	英	
1990.05.25	日本国政府と大韓民国政府との間の海上における捜索及び救助並びに船舶の緊急避難に関する協定〈海難救助協定〉	日韓英	

1990.09.11	円借款の供与に関する日本国政府と大韓民国政府との間の交換公文〈円借款取極〉	英	ソウル地下鉄・ソウル国立大病院装備・水産商船学校練習船装備・配合飼料工場建設・酪農施設改善・肉加工施設拡充・中小企業近代化995億9000万円
1990.11.20	航空業務に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の付表等の修正に関する交換公文〈航空協定付表等修正取極〉	英	
1991.04.15	故李方子女史(英親王妃)に由来する服飾等の譲渡に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定〈故李方子女史(英親王妃)に由来する服飾等の譲渡に関する協定〉	日韓	1991.05.24発効
1992.03.31	航空業務に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の付表等の修正に関する交換公文〈航空協定付表等修正取極〉	英	
1993.04.20	航空業務に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の付表等の修正に関する交換公文〈航空協定付表等修正取極〉	英	
1993.06.29	環境の保護の分野における協力に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定〈環境保護協力協定〉	英	
1995.03.31	航空業務に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の付表等の修正に関する交換公文〈航空協定付表等修正取極〉	英	
1998.10.08	外交又は公用の旅券の所持者に対する査証の相互免除に関する日本国政府と大韓民国政府との間の交換公文〈外交公用旅券所持者に対する査証免除取極〉	英	1998.12.07発効
1998.10.08	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国と大韓民国との間の条約〈租税(所得)条約〉 議定書 大韓民国の経済開発を促進するための特別の奨励措置に関する日本国政府と大韓民国政府との間の交換公文	英 英 英	1999.11.22発効 1999.12.27失効
1998.10.08	ワーキング・ホリデー査証に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定〈ワーキング・ホリデー査証協定〉	英	1999.04.01発効
1998.11.28	漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定〈漁業協定〉 付属書Ⅰ 付属書Ⅱ 合意された議事録 大韓民国の国民及び漁船に対する漁獲割当量に関する日本側書簡 協定の規定に反する操業が行われた場合の措置に関する書簡	日韓 日韓 日韓 日 日・韓	1999.01.22発効、 条文→資料⑮
1999.09.13	航空業務に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の付表等の修正に関する交換公文〈航空協定付表等修正取極〉	英	

1999.12.27	<p>〈韓国経済開発促進特別奨励措置に関する二の取極〉</p> <p>千九百七十年の所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国と大韓民国との間の条約に基づく大韓民国の経済開発を促進するための特別の奨励措置に関する日本国政府と大韓民国政府との間の交換公文</p> <p>千九百九十八年の所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国と大韓民国との間の条約に基づく大韓民国の経済開発を促進するための特別の奨励措置に関する日本国政府と大韓民国政府との間の交換公文</p>	英 英	
2002.03.22	<p>投資の自由化、促進及び保護に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定〈投資協定〉</p> <p>付属書Ⅰ 付属書Ⅱ</p> <p>合意された議事録</p>	日韓英 日韓英 日韓英	2003.01.01発効
2002.04.08	<p>犯罪人引渡しに関する日本国と大韓民国との間の条約〈犯罪人引渡条約〉</p> <p>討議の記録</p>	日韓英 日韓	2002.06.21発効
2003.12.22	<p>韓国人修学旅行生に対する査証免除措置に関する日本国政府から大韓民国政府あての口上書〈韓国人修学旅行生に対する査証免除取決め〉</p>	日	2004.03.01発効
2004.02.17	<p>社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定〈社会保障協定〉</p>	日韓	2005.04.01発効
2004.12.13	<p>税関に係る事項における相互支援に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定〈税関相互支援協定〉</p>	日韓英	
2005.01.24	<p>大韓民国国民に対する期間限定査証免除措置に関する日本国政府から大韓民国政府あての口上書〈韓国国民に対する期間限定査証免除措置に関する取決め〉</p>	英	2005.03.01発効
2005.09.21	<p>大韓民国国民に対する期間限定査証免除措置の延長に関する日本国政府から大韓民国政府あての口上書〈韓国国民に対する期間限定査証免除措置の延長取決め〉</p>	英	
2006.01.20	<p>刑事に関する共助に関する日本国と大韓民国との間の条約〈刑事共助条約〉</p>	日韓英	2007.01.26発効
2006.02.13	<p>一部査証の相互免除に関する日本国政府と大韓民国政府との間の口上書〈一部査証免除取決め〉</p>	英	2006.03.01発効

資料①

修好條規 (1876.02.26)

大日本國

大朝鮮國ト素ヨリ友誼ニ敦ク年所ヲ歴有セリ今兩國ノ情意未タ洽子カラサルヲ視ルニ因テ重テ舊好ヲ修メ親睦ヲ固フセント欲ス是ヲ以テ日本國政府ハ特命全權辦理大臣陸軍中將兼參議開拓長官黒田清隆特命副全權辦理大臣議官井上馨ヲ簡ミ朝鮮國江華府ニ詣リ朝鮮國政府ハ判中樞府事申徳都摠府副摠管尹滋承ヲ簡ミ各奉スル所ノ

諭旨ニ遵ヒ議立セル條款ヲ左ニ開列ス

第一款

朝鮮國ハ自主ノ邦ニシテ日本國ト平等ノ權ヲ保有セリ嗣後兩國和親ノ實ヲ表セント欲スルニハ彼此互ニ同等ノ禮義ヲ以テ相接待シ毫モ侵越猜嫌スル事アルヘカラス先ツ従前交情阻塞ノ患ヲ爲セシ諸例規ヲ悉ク革除シ務メテ寛裕弘通ノ法を開擴シ以テ雙方トモ安寧ヲ永遠ニ期スヘシ

第二款

日本國政府ハ今ヨリ十五個月ノ後時ニ隨ヒ使臣ヲ派出シ朝鮮國京城ニ到リ禮曹判書ニ親接シ交際ノ事務ヲ商議スルヲ得ヘシ該使臣或ハ留滯シ或ハ直ニ歸國スルモ共ニ其時宜ニ任スヘシ朝鮮國政府ハ何時ニテモ使臣ヲ派出シ日本國東京ニ至リ外務卿ニ親接シ交際ノ事務ヲ商議スルヲ得ヘシ該使臣或ハ留滯シ或ハ直ニ歸國スルモ亦其時宜ニ任スヘシ

第三款

嗣後兩國相往復スル公用文ハ日本ハ其國文ヲ用ヒ今ヨリ十年間ハ添フルニ譯漢文ヲ以テシ朝鮮ハ眞文を用ユヘシ

第四款

朝鮮國釜山ノ草梁項ニハ日本公館アリテ年來兩國人民通商ノ地タリ今ヨリ従前ノ慣例及び歲遣船等ノ事ヲ改革シ今般新立セル條款ヲ憑準トナシ貿易事務ヲ借辨スヘシ且又朝鮮國政府ハ第五款ニ載スル所ノ二口ヲ開キ日本人民ノ往來通商スルヲ准聽スヘシ右ノ場所ニ就キ地面ヲ賃借シ家屋ヲ造營シ又ハ所在朝鮮人民ノ屋宅ヲ賃借スルモ各其随意ニ任スヘシ

第五款

京圻忠清全羅慶尙咸鏡五道ノ沿海ニテ通商ニ便利ナル港口二個所ヲ見立タル後地名ヲ指定スヘシ開港ノ期ハ日本曆明治九年二月ヨリ朝鮮曆丙子年正月ヨリ共ニ數ヘテ二十個月ニ當ルヲ期トスヘシ

第六款

嗣後日本國船隻朝鮮國沿海ニアリテ或ハ大風ニ遭ヒ又ハ薪糧ニ窮竭シ指定シタル港口ニ達スル能ハサル時ハ何レノ港灣ニテモ船隻ヲ寄泊シ風波ノ險ヲ避ケ要用品ヲ買入レ船具ヲ修繕シ柴炭類ヲ買求ムルヲ得ヘシ勿論其供給費用ハ總テ船主ヨリ賠償スヘシト雖モ是等ノ事ニ就テハ地方官人民トモニ其困難ヲ體察シ眞實ニ憐恤ヲ加ヘ救援至ラサルナク補給敢テ吝惜スル無ルヘシ倘又兩國ノ船隻大洋中ニテ破壊シ乗組人員何レノ地方ニテモ漂着スル時ハ其地ノ人民ヨリ即刻救助ノ手續ヲ施シ各人ノ性

命ヲ保全セシメ地方官ニ届出該官ヨリ各其本國へ護送スルカ又ハ其近傍ニ在留セル本國ノ官員へ引渡スヘシ

第七款

朝鮮國ノ沿海島嶼岩礁從前審檢ヲ經サレハ極メテ危險トナスニ因リ日本國ノ航海者自由ニ海岸ヲ測量スルヲ准シ其位置淺深ヲ審ニシ圖誌を編製シ兩國船客ヲシテ危險ヲ避ケ安穩ニ航通スルヲ得セシムヘシ

第八款

嗣後日本國政府ヨリ朝鮮國指定各口へ時宜ニ隨ヒ日本商民ヲ管理スルノ官ヲ設ケ置クヘシ若シ兩國ニ交渉スル事件アル時ハ該官ヨリ其所ノ地方長官ニ會商シテ辦理セン

第九款

兩國既ニ通好ヲ經タリ彼此ノ人民各自己ノ意見ニ任セ貿易セシムヘシ兩國官吏毫モ之レニ關係スルコトナシ又貿易ノ限制ヲ立テ或ハ禁沮スルヲ得ス倘シ兩國ノ商民欺罔街賣又ハ賃借償ハサルコトアル時ハ兩國ノ官吏嚴重ニ該通商民ヲ取糺シ債欠ヲ追辨セシムヘシ但シ兩國ノ政府ハ之ヲ代償スルノ理ナシ

第十款

日本國人民朝鮮國指定ノ各口ニ在留中若シ罪科ヲ犯シ朝鮮國人民ニ交渉スル事件ハ總テ日本國官員ノ審斷ニ歸スヘシ若シ朝鮮國人民罪科ヲ犯シ日本國人民ニ交渉スル事件ハ均シク朝鮮國官員ノ查辨ニ歸スヘシ尤雙方トモ各其國律ニ據リ裁判シ毫モ回護祖庇スルコトナク務メテ公平允當ノ裁判ヲ示スヘシ

第十一款

兩國既ニ通好ヲ經タレハ另ニ通商章程ヲ設立シ兩國商民ノ便利ヲ與フヘシ且現今議立セル各款中更ニ細目ヲ補添シテ以テ遵照ニ便ニスヘキ條件共自今六個月ヲ過スシテ兩國另ニ委員ヲ命シ朝鮮國京城又ハ江華府ニ會シテ商議定立セン

第十二款

右議定セル十一款ノ條約此日ヨリ兩國信守遵行ノ始トス兩國政府復之レヲ變革スルヲ得ス以テ永遠ニ及ホシ兩國ノ和親ヲ固フスヘシ之レカ爲ニ此約書二本ヲ作り兩國委任ノ大臣各鈐印シ相互ニ交付シ以テ憑信ヲ昭ニスルモノナリ

大日本國紀元二千五百三十六年明治九年二月二十六日

大日本國特命全權辦理大臣陸軍中將兼參議開拓長官 黑田清隆

大日本國特命副全權辦理大臣議官 井上馨 印

大朝鮮國開國四百八十五年丙子二月初二日

大朝鮮國判中樞府事 申櫨 印

大朝鮮國副官都摠府副摠管 尹滋承 印

資料②

濟物浦條約（1882.08.30）

（訳文）

日本曆七月廿三日
朝鮮曆六月九日ノ變ハ朝鮮ノ兇徒日本公使館ヲ侵襲シ職員多ク難ニ罹リ朝鮮國聘スル所ノ日本陸軍教師亦
慘害セラル日本國ハ和好ヲ重スル爲メ妥當議辦シテ即朝鮮國ニ下記ノ六款及び別訂續約ニ款ヲ實
行スルコトヲ約シ以テ懲前善後ノ意ヲ表ス是ニ於テ兩國全權大臣ハ記名捺印シテ以テ信憑ヲ昭ニス

第一

今ヨリ二十日ヲ期シ朝鮮國ハ兇徒ヲ捕獲シ渠魁ヲ嚴究シ重キニ從テ懲辦スル事

日本國ハ員ヲ派シテ立會處斷セシム若期内ニ捕獲スル能ハサルトキハ應ニ日本國ヨリ辦理スヘシ

第二

日本官吏ニシテ害ニ遭ヒタル者ハ優禮ヲ以テ瘞葬シ以テ其ノ終ヲ厚フスル事

第三

朝鮮國ハ五萬圓ヲ支出シ日本官吏ノ遭害者ノ遺族並ニ負傷者ニ給與シ以テ體卹ヲ加フル事

第四

兇徒ノ暴擧ニ因リ日本國カ受クル所ノ損害、公使館ヲ護衛スル海陸兵費ノ内五拾萬圓ハ朝鮮國ヨリ填
補スル事

毎年拾萬圓ヲ支拂ヒ五箇年ニシテ完済ス

第五

日本公使館ハ兵員若干ヲ置キ警衛スル事

兵營ヲ設置修繕スルハ朝鮮國之ニ任ス

若朝鮮國ノ兵民律ヲ守ル一年ノ後日本公使ニ於テ警備ヲ要セスト認ムルトキハ撤兵スルモ差支ナ
シ

第六

朝鮮國ハ特ニ大官ヲ派シ國書ヲ修シ以テ日本國ニ謝スル事

大日本國明治十五年八月三十日

大朝鮮國開國四百九十一年七月十七日

日本國辦理公使 花房義質 印

朝鮮國全權大臣 李裕元 印

朝鮮國全權副官 金宏集 印

朝鮮曆六月九日
日本曆七月廿三日之變朝鮮兇徒侵襲日本公使館職事人員致多罹難朝鮮國所聘日本陸軍教師亦被慘害日本
國爲重和好妥當議辦即約朝鮮國實行下開六款及別訂續約ニ款以表懲前善後之意於是兩國全權大
臣記名蓋印以昭信憑

第一

自今期二十日朝鮮國捕獲兇徒嚴究渠魁從重懲辦事

日本國派員眼同究治若期內未能捕獲應由日本國辦理

第二

日本官胥遭害者由朝鮮國優禮瘞葬以厚其終事

第三

朝鮮國撥支五萬圓給與日本官胥遭害者遺族並負傷者以加體卹事

第四

因兇徒暴舉日本國所受損害及護衛公使水陸兵費內五十萬圓由朝鮮國填補事

每年支十萬圓待五個年清完

第五

日本公使館置兵員若干備警事

設置修繕兵營朝鮮國任之

若朝鮮國兵民守律一年之後日本公使視做不要警備不妨撤兵

第六

朝鮮國特派大官修國書以謝日本國事

大朝鮮國開國四百九十一年七月十七日

大日本國明治十五年八月三十日

朝鮮國全權大臣 李裕元 印

朝鮮國全權副官 金宏集 印

日本國辦理公使 花房義質 印

資料③

漢城條約 (1885.01.09)

此次京城ノ變係ル所小ニ非ス

大日本國

大皇帝深ク

宸念ヲ軫セラレ茲ニ特派全權大使伯爵井上馨ヲ

簡ヒ

大朝鮮國ニ至リ便宜辨理セシメラル

大朝鮮國

大君主

宸念均シク敦好ニ切ニ乃チ金宏集ニ

委ヌルニ全權議處ノ任ヲ以テシ

命スルニ懲前毖後ノ意ヲ以テセラル

兩國ノ大臣和衷商辦シ左ノ約款ヲ作り以テ好誼ノ完全ヲ昭カニシ又以テ將來ノ事端ヲ防ク茲ニ全

權ノ文憑ニ據リ各々名ヲ簽シ印ヲ鈐スル左ノ如シ

約款

第一

朝鮮國

國書ヲ修メテ

日本國ニ致シ謝意ヲ表明スル事

第二

此次

日本國遭害人民ノ遺族並ニ負傷者ヲ恤給シ暨ヒ商民ノ貨物ヲ毀損掠奪セラルル者ヲ填補シテ

朝鮮國ヨリ十壹萬圓ヲ撥支スル事

第三

磯林大尉ヲ殺害シタル兇徒ヲ査問捕拿シ重キニ從テ刑ヲ正ス事

第四

日本公館ハ新基ニ移シ建築スルヲ要ス當ニ

朝鮮國ヨリ地基房屋ヲ交附シ公館暨ヒ領事館ヲ容ルニ足ラシムヘシ其修築増建ノ處ニ至テハ

朝鮮國更ニ二萬圓ヲ撥支シ以テ工費ニ充ツル事

第五

日本護衛兵弁ノ營舎ハ公館ノ附地ヲ以テ擇定シ壬午續約第五款ヲ照シ施行スル事

大日本國明治十八年一月九日

特派全權大使從三位勲一等

伯爵 井上馨 印

大朝鮮國開國四百九十三年十一月二十四日

特派全權大臣左議政

金宏集 印

另單

一約款第二第四條ノ金圓ハ日本銀貨ヲ以テ算ス須ラク三個月ヲ期シテ仁川ニ於テ撥完スヘシ

一第三條兇徒ヲ處辦スルハ立約後二十日ヲ以テ期ト爲ス

大日本國明治十八年一月九日

特派全權大使從三位勲一等

伯爵 井上馨 印

大朝鮮國開國四百九十三年十一月二十四日

特派全權大臣左議政

金宏集 印

資料④

日韓議定書 (1904.02.23)

議定書

大日本帝國皇帝陛下ノ特命全權公使林權助及大韓帝國皇帝陛下ノ外部大臣臨時署理陸軍參將李址鎔ハ各相當ノ委任ヲ受ケ左ノ條款ヲ協定ス

第一條

日韓兩帝國間ニ恒久不易ノ親交ヲ保持シ東洋ノ平和ヲ確立スル爲メ大韓帝國政府ハ大日本帝國政府ヲ確信シ施設ノ改善ニ關シ其忠告ヲ容ルハ事

第二條

大日本帝國政府ハ大韓帝國ノ皇室ヲ確實ナル親誼ヲ以テ安全康寧ナラシムル事

第三條

大日本帝國政府ハ大韓帝國ノ獨立及領土保全ヲ確實ニ保證スル事

第四條

第三國ノ侵害ニ依リ若クハ内亂ノ爲メ大韓帝國ノ皇室ノ安寧或ハ領土ノ保全ニ危險アル場合ハ大日本帝國政府ハ速ニ臨機必要ノ措置ヲ取ルヘシ而シテ大韓帝國政府ハ右大日本帝國政府ノ行動ヲ容易ナラシムル爲メ十分便宜ヲ與フル事

大日本帝國政府ハ前項ノ目的ヲ達スル爲メ軍略上必要ノ地點ヲ臨機收用スルコトヲ得ル事

第五條

兩國政府ハ相互ノ承認ヲ經スシテ後來本協約ノ趣意ニ違反スヘキ協約ヲ第三國トノ間ニ訂立スルコトヲ得サル事

第六條

本協約ニ關聯スル未悉ノ細條ハ大日本帝國代表者ト大韓帝國外部大臣トノ間ニ臨機協定スル事

明治三十七年二月廿三日

特命全權公使 林權助 印

光武八年二月廿三日

外部大臣臨時署理

陸軍參將 李址鎔 印

資料⑤

日韓協約 (1904.08.22)

一 韓國政府ハ日本政府ノ推薦スル日本人一名ヲ財政顧問トシテ韓國政府に備聘シ財務ニ關スル事項ハ總テ其意見ヲ詢ヒ施行スヘシ

一 韓國政府ハ日本政府ノ推薦スル外國人一名ヲ外交顧問トシテ外部ニ備聘シ外交ニ關スル要務ハ總テ其意見ヲ詢ヒ施行スヘシ

一 韓國政府ハ外國トノ條約締結其他重要ナル外交案件即外國人ニ對スル特權讓與若クハ契約等ノ處理ニ關シテハ豫メ日本政府ト協議スヘシ

明治三十七年八月二十二日

特命全權公使 林權助 印

光武八年八月二十二日

外部大臣署理 尹致昊 印

資料⑥

日韓協約 (1905.11.17)

日本國政府及韓國政府ハ兩帝國ヲ結合スル利害共通ノ主義ヲ鞏固ナラシメンコトヲ欲シ韓國ノ富強ノ實ヲ認ムル時ニ至ル迄此目的ヲ以テ左ノ條款ヲ約定セリ

第一條 日本國政府ハ在東京外務省ニ由リ今後韓國ノ外國ニ對スル關係及事務ヲ監理指揮スヘク日本國ノ外交代表者及領事ハ外國ニ於ケル韓國ノ臣民及利益ヲ保護スヘシ

第二條 日本國政府ハ韓國ト他國トノ間ニ現存スル條約ノ實行ヲ全フスルノ任ニ當リ韓國政府ハ今後日本國政府ノ仲介ニ由ラスシテ國際的性質ヲ有スル何等ノ條約若ハ約束ヲナサハルコトヲ約ス

第三條 日本國政府ハ其代表者トシテ韓國皇帝陛下ノ闕下ニ一名ノ統監(レジデントゼネラル)ヲ置ク統監ハ専ラ外交ニ關スル事項ヲ管理スル爲メ京城ニ駐在シ親シク韓國皇帝陛下ニ内謁スルノ權利ヲ有ス日本國政府ハ又韓國ノ各開港場及其他日本國政府ノ必要ト認ムル地ニ理事官(レジデント)ヲ置クノ權利ヲ有ス理事官ハ統監ノ指揮ノ下ニ從來在韓國日本領事ニ屬シタル一切ノ職權ヲ執行シ并ニ本協約ノ條款ヲ完全ニ實行スル爲メ必要トスヘキ一切ノ事務ヲ掌理スヘシ

第四條 日本國ト韓國トノ間ニ現存スル條約及約束ハ本協約ノ條款ニ抵觸セサル限總テ其効力ヲ繼續スルモノトス

第五條 日本國政府ハ韓國皇室ノ安寧尊嚴ヲ維持スルコトヲ保證ス

右證據トシテ下名ハ各本國政府ヨリ相當ノ委任ヲ受ケ本協約ニ記名調印スルモノナリ

明治三十八年十一月十七日

特命全權公使 林權助 印

光武九年十一月十七日

外部大臣 朴齊純 印

資料⑦

日韓協約 (1907.07.24)

日本國政府及韓國政府ハ速ニ韓國ノ富強ヲ圖リ韓國民ノ幸福ヲ増進セムトスルノ目的ヲ以テ左ノ條款ヲ約定セリ

第一條 韓國政府ハ施政改善ニ關シ統監ノ指導ヲ受クルコト

第二條 韓國政府ノ法令ノ制定及重要ナル行政上ノ處分ハ豫メ統監ノ承認ヲ經ルコト

第三條 韓國ノ司法事務ハ普通行政事務ト之ヲ區別スルコト

第四條 韓國高等官吏ノ任免ハ統監ノ同意ヲ以テ之ヲ行フコト

第五條 韓國政府ハ統監ノ推薦スル日本人ヲ韓國官吏ニ任命スルコト

第六條 韓國政府ハ統監ノ同意ナクシテ外國人ヲ僱聘セサルコト

第七條 明治三十七年八月二十二日調印日韓協約第一項ハ之ヲ廢止スルコト

右證據トシテ下名ハ各本國政府ヨリ相當ノ委任ヲ受ケ本協約ニ記名調印スルモノナリ

明治四十年七月二十四日

統 監 侯 爵 伊藤博文 印

光武十一年七月二十四日

内閣總理大臣勲二等 李完用 印

資料⑧

韓國併合ニ關スル條約 (1910.08.22)

日本國皇帝陛下及韓國皇帝陛下ハ兩國間ノ特殊ニシテ親密ナル關係ヲ顧ヒ相互ノ幸福ヲ増進シ東洋ノ平和ヲ永久ニ確保セムコトヲ欲シ此ノ目的ヲ達セムカ爲ニハ韓國ヲ日本帝國ニ併合スルニ如カサルコトヲ確信シ茲ニ兩國間ニ併合條約ヲ締結スルコトニ決シ之カ爲日本國皇帝陛下ハ統監子爵寺内正毅ヲ韓國皇帝陛下ハ内閣總理大臣李完用ヲ各其ノ全權委員ニ任命セリ因テ右全權委員ハ會同協議ノ上左ノ諸條ヲ協定セリ

第一條 韓國皇帝陛下ハ韓國全部ニ關スル一切ノ統治權ヲ完全且永久ニ日本國皇帝陛下ニ讓與ス

第二條 日本國皇帝陛下ハ前條ニ掲ケタル讓與ヲ受諾シ且全然韓國ヲ日本帝國ニ併合スルコトヲ承諾ス

第三條 日本國皇帝陛下ハ韓國皇帝陛下太皇帝陛下皇太子殿下並其ノ后妃及後裔ヲシテ各其ノ地位ニ應シ相當ナル尊欄威嚴及名譽ヲ享有セシメ且之ヲ保持スルニ十分ナル歳費ヲ供給スヘキコトヲ約ス

第四條 日本國皇帝陛下ハ前條以外ノ韓國皇族及其ノ後裔ニ對シ各相當ノ名譽及待遇ヲ享有セシメ且之ヲ維持スルニ必要ナル資金ヲ供與スルコトヲ約ス

第五條 日本國皇帝陛下ハ勲功アル韓人ニシテ特ニ表彰ヲ爲スヲ適當ナリト認メタル者ニ對シ榮爵ヲ授ケ且恩金ヲ與フヘシ

第六條 日本國政府ハ前記併合ノ結果トシテ全然韓國ノ施政ヲ擔任シ同地ニ施行スル法規ヲ遵守スル韓人ノ身體及財産ニ對シ十分ナル保護ヲ與ヘ且其ノ福利ノ増進ヲ圖ルヘシ

第七條 日本國政府ハ誠意忠實ニ新制度ヲ尊重スル韓人ニシテ相當ノ資格アル者ヲ事情ノ許ス限り韓國ニ於ケル帝國官吏ニ登用スヘシ

第八條 本條約ハ日本國皇帝陛下及韓國皇帝陛下ノ裁可ヲ經タルモノニシテ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス右證據トシテ兩全權委員ハ本條約ニ記名調印スルモノナリ

明治四十三年八月廿二日

統監 子爵 寺内正毅 印
隆熙四年八月二十二日
内閣總理大臣 李完用 印

資料⑨

日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約(基本関係条約)(1965.06.22署名、1965.12.18発効)

日本国及び大韓民国は、
両国民間の関係の歴史的背景と、善隣関係及び主権の相互尊重の原則に基づく両国間の関係の正常化に対する相互の希望とを考慮し、

両国の相互の福祉及び共通の利益の増進のため並びに国際の平和及び安全の維持のために、両国が国際連合憲章の原則に適合して緊密に協力することが重要であることを認め、

千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約の関係規定及び千九百四十八年十二月十二日に国際連合総会で採択された決議第百九十五号(Ⅲ)を想起し、

この基本関係に関する条約を締結することに決定し、よつて、その全権委員として次のとおり任命した。

日本国

日本国外務大臣 椎名悦三郎
高杉晋一

大韓民国

大韓民国外務部長官 李東元
大韓民国特命全権大使 金東祚

これらの全権委員は、互いにその全権委任状を示し、それが良好妥当であると認められた後、次の諸条を協定した。

第一条

両締約国間に外交及び領事関係が開設される。両締約国は、大使の資格を有する外交使節を遅滞なく交換するものとする。また、両締約国は、両国政府により合意される場所に領事館を設置する。

第二条

千九百十年八月二十二日以前に大日本帝国と大韓帝国との間で締結されたすべての条約及び協定は、もはや無効であることが確認される。

第三条

大韓民国政府は、国際連合総会決議第百九十五号(Ⅲ)に明らかに示されているとおりの朝鮮にある唯一の合法的な政府であることが確認される。

第四条

(a) 両締約国は、相互の関係において、国際連合憲章の原則を指針とするものとする。

(b) 両締約国は、その相互の福祉及び共通の利益を増進するに当たつて、国際連合憲章の原則に適合して協力するものとする。

第五条

両締約国は、その貿易、海運その他の通商の関係を安定した、かつ、友好的な基礎の上に置くために、条約又は協定を締結するための交渉を実行可能な限りすみやかに開始するものとする。

第六条

両締約国は、民間航空運送に関する協定を締結するための交渉を実行可能な限りすみやかに開始するものとする。

第七条

この条約は、批准されなければならない。批准書は、できる限りすみやかにソウルで交換されるものとする。この条約は、批准書の交換の日に効力を生ずる。

以上の証拠として、それぞれの全権委員は、この条約に署名調印した。

千九百六十五年六月二十二日に東京で、ひとしく正文である日本語、韓国語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために

椎名悦三郎

高杉晋一

大韓民国のために

李東元

金東祚

(参考—第二条、第三条の英語本文)

Article II

It is confirmed that all treaties or agreements concluded between the Empire of Japan and the Empire or Korea on or before August 22, 1910 are already null and void.

Article III

It is confirmed that the Government of the Republic of Korea is the only lawful Government in Korea as specified in the Resolution 195 (III) of the United Nations General Assembly.

資料⑩

財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定〈請求権・経済協力協定〉(1965.06.22署名、1965.12.18発効)

日本国及び大韓民国は、

両国及びその国民の財産並びに両国及びその国民の間の請求権に関する問題を解決することを希望し、

両国間の経済協力を増進することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

1 日本国は、大韓民国に対し、

(a) 現在において千八十億円(108,000,000,000円)に換算される三億合衆国ドル(300,000,000ドル)に等しい円の価値を有する日本国の生産物及び日本人の役務を、この協定の効力発生の日から十年の期間にわたって無償で供与するものとする。各年における生産物及び役務の供与は、現在において百八億円(10,800,000,000円)に換算される三千万合衆国ドル(30,000,000ドル)に等しい円の額を限度とし、各年における供与がこの額に達しなかつたときは、その残額は、次年以降の供与額に加算されるものとする。ただし、各年の供与の限度額は、両締約国政府の合意により増額されることができる。

(b) 現在において七百二十億円(72,000,000,000円)に換算される二億合衆国ドル(200,000,000ドル)に等しい円の額に達するまでの長期低利の貸付けで、大韓民国政府が要請し、かつ、3の規定に基づいて締結される取極に従って決定される事業の実施に必要な日本国の生産物及び日本人の役務の大韓民国による調達に充てられるものをこの協定の効力発生の日から十年の期間にわたって行なうものとする。この貸付けは、日本国の海外経済協力基金により行なわれるものとし、日本国政府は、同基金がこの貸付けを各年において均等に行ないうるために必要とする資金を確保することができるように、必要な措置を執るものとする。

前記の供与及び貸付けは、大韓民国の経済の発展に役立つものでなければならない。

2 両締約国政府は、この条の規定の実施に関する事項について勧告を行なう権限を有する両政府間の協議機関として、両政府の代表者で構成される合同委員会を設置する。

3 両締約国政府は、この条の規定の実施のため、必要な取極を締結するものとする。

第二条

1 両締約国は、両締約国及びその国民(法人を含む。)の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民間の請求権に関する問題が、千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第四条(a)に規定されたものを含めて、完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する。

2 この条の規定は、次のもの(この協定の署名の日までにそれぞれの締約国が執つた特別の措置の対象となつたものを除く。)に影響を及ぼすものではない。

(a) 一方の締約国の国民で千九百四十七年八月十五日からこの協定の署名の日までの間に他方の締約国に居住したことがあるものの財産、権利及び利益

(b) 一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益であつて千九百四十五年八月十五日以後における通常の接触の過程において取得され又は他方の締約国の管轄の下にはいつたもの

3 2の規定に従うことを条件として、一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益であつてこの協定の署名の日到他方の締約国の管轄の下にあるものに対する措置並びに一方の締約国及びその国民の他方の締約国及びその国民に対するすべての請求権であつて同日以前に生じた事由に基づくものに関しては、いかなる主張もすることができないものとする。

第三条

- 1 この協定の解釈及び実施に関する両締約国間の紛争は、まず、外交上の経路を通じて解決するものとする。
- 2 1の規定により解決することができなかつた紛争は、いずれか一方の締約国の政府が他方の締約国の政府から紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から三十日の期間内に各締約国政府が任命する各一人の仲裁委員と、こうして選定された二人の仲裁委員が当該期間の後の三十日の期間内に合意する第三の仲裁委員又は当該期間内にその二人の仲裁委員が合意する第三国の政府が指名する第三の仲裁委員との三人の仲裁委員からなる仲裁委員会に決定のため付託するものとする。ただし、第三の仲裁委員は、両締約国のうちいずれかの国民であつてはならない。
- 3 いずれか一方の締約国の政府が当該期間内に仲裁委員を任命しなかつたとき、又は第三の仲裁委員若しくは第三国について当該期間内に合意されなかつたときは、仲裁委員会は、両締約国政府のそれぞれが三十日の期間内に選定する国の政府が指名する各一人の仲裁委員とそれらの政府が協議により決定する第三国の政府が指名する第三の仲裁委員をもつて構成されるものとする。
- 4 両締約国政府は、この条の規定に基づく仲裁委員会の決定に服するものとする。

第四条

この協定は、批准されなければならない。批准書は、できる限りすみやかにソウルで交換されるものとする。この協定は、批准書の交換の日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府からこのために正当な委任を受け、この協定に署名した。

千九百六十五年六月二十二日に東京で、ひとしく正文である日本語及び韓国語により本書二通を作成した。

日本国のために

椎名悦三郎

高杉晋一

大韓民国のために

李東元

金東祚

資料⑪

日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定〈在日韓国人の法的地位協定〉(1965.06.22署名、1966.01.17発効)

日本国及び大韓民国は、

多年の間日本国に居住している大韓民国国民が日本国の社会と特別な関係を有するに至つてい
ることを考慮し、

これらの大韓民国国民が日本国の社会秩序の下で安定した生活を営むことができるようにすること
が、両国間及び両国民間の友好関係の増進に寄与することを認めて、

次のとおり協定した。

第一条

- 1 日本国政府は、次のいずれかに該当する大韓民国国民が、この協定の実施のため日本国政府の定める手続に従い、この協定の効力発生の日から五年以内に永住許可の申請をしたときは、日本国で永住することを許可する。
 - (a) 千九百四十五年八月十五日以前から申請の時まで引き続き日本国に居住している者
 - (b) (a)に該当する者の直系卑属として千九百四十五年八月十六日以後この協定の効力発生の日から五年以内に日本国で出生し、その後申請の時まで引き続き日本国に居住している者
- 2 日本国政府は、1の規定に従い日本国で永住することを許可されている者の子としてこの協定の効力発生の日から五年を経過した後に日本国で出生した大韓民国国民が、この協定の実施のため日本国政府の定める手続に従い、その出生の日から六十日以内に永住許可の申請をしたときは、日本国で永住することを許可する。
- 3 1(b)に該当する者でこの協定の効力発生の日から四年十箇月を経過した後に出生したものの永住許可の申請期限は、1の規定にかかわらず、その出生の日から六十日までとする。
- 4 前記の申請及び許可については、手数料は、徴収されない。

第二条

- 1 日本国政府は、第一条の規定に従い日本国で永住することを許可されている者の直系卑属として日本国で出生した大韓民国国民の日本国における居住については、大韓民国政府の要請があれば、この協定の効力発生の日から二十五年を経過するまでは協議を行なうことに同意する。
- 2 1の協議に当たっては、この協定の基礎となつている精神及び目的が尊重されるものとする。

第三条

第一条の規定に従い日本国で永住することを許可されている大韓民国国民は、この協定の効力発生の日以後の行為により次のいずれかに該当することとなつた場合を除くほか、日本国からの退去を強制されない。

- (a) 日本国において内乱に関する罪又は外患に関する罪により禁錮以上の刑に処せられた者（執行猶予の言渡しを受けた者及び内乱に附和随行したことにより刑に処せられた者を除く。）
- (b) 日本国において国交に関する罪により禁錮以上の刑に処せられた者及び外国の元首、外交使節又はその公館に対する犯罪行為により禁錮以上の刑に処せられ、日本国の外交上の重大な利益を害した者
- (c) 営利の目的をもって麻薬類の取締りに関する日本国の法令に違反して無期又は三年以上の懲役又は禁錮に処せられた者（執行猶予の言渡しを受けた者を除く。）及び麻薬類の取締りに関する日本国の法令に違反して三回（ただし、この協定の効力発生の日の前の行為により三回以上刑に処せられた者については二回）以上刑に処せられた者
- (d) 日本国の法令に違反して無期又は七年をこえる懲役又は禁錮に処せられた者

第四条

日本国政府は、次に掲げる事項について、妥当な考慮を払うものとする。

- (a) 第一条の規定に従い日本国で永住することを許可されている大韓民国国民に対する日本国における教育、生活保護及び国民健康保険に関する事項
- (b) 第一条の規定に従い日本国で永住することを許可されている大韓民国国民(同条の規定に従い永住許可の申請をする資格を有している者を含む。)が日本国で永住する意思を放棄して大韓民国に帰国する場合における財産の携行及び資金の大韓民国への送金に関する事項

第五条

第一条の規定に従い日本国で永住することを許可されている大韓民国国民は、出入国及び居住を含むすべての事項に関し、この協定で特に定める場合を除くほか、すべての外国人に同様に適用される日本国の法令の適用を受けることが確認される。

第六条

この協定は、批准されなければならない。批准書は、できる限りすみやかにソウルで交換されるものとする。この協定は、批准書の交換の日の後三十日で効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府からこのために正当な委任を受け、この協定に署名した。

千九百六十五年六月二十二日に東京で、ひとしく正文である日本語及び韓国語により本書二通を作成した。

日本国のために

椎名悦三郎

高杉晋一

大韓民国のために

李東元

金東祚

資料⑫

日本国と大韓民国との間の紛争の解決に関する交換公文〈紛争解決交換公文〉(1965.06.22 付け書簡、1965.12.18発効)

(韓国側書簡一訳文)

書簡をもって啓上いたします。本長官は、両国政府の代表の間で到達された次の了解を確認する光栄を有します。

両国政府は、別段の合意がある場合を除くほか、両国間の紛争は、まず、外交上の経路を通じて解決するものとし、これにより解決することができなかつた場合は、両国政府が合意する手続に従い、調停によつて解決を図るものとする。

本長官は、さらに、閣下が前記の了解を日本国政府に代わつて確認されることを希望する光栄を有します。

以上を申し進めるに際し、本長官は、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

千九百六十五年六月二十二日

外務部長官 李東元

日本国外務大臣 椎名悦三郎閣下

(日本側書簡)

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

本長官は、両国政府の代表の間で到達された次の了解を確認する光栄を有します。

両国政府は、別段の合意がある場合を除くほか、両国間の紛争は、まず、外交上の経路を通じて解決するものとし、これにより解決することができなかつた場合は、両国政府が合意する手続に従い、調停によつて解決を図るものとする。

本長官は、さらに、閣下が前記の了解を日本国政府に代わつて確認されることを希望する光栄を有します。

本大臣は、さらに、前記の了解を日本国政府に代わつて確認する光栄を有します。

以上を申し進めるに際し、本大臣は、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

千九百六十五年六月二十二日

日本国外務大臣 椎名悦三郎

大韓民国外務部長官 李東元閣下

資料⑬

日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の北部の境界画定に関する協定〈**大陸棚北部境界画定協定**〉(1974.01.30署名、1978.06.22発効)

日本国と大韓民国は、

両国の間に存在する友好関係を助長することを希望し、

鉱物資源の探査及び採掘のために日本国と大韓民国がそれぞれ主権的権利を行使する両国に隣接する大陸棚の北部の境界を画定することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

1 両国に隣接する大陸棚の北部において、日本国に属する大陸棚と大韓民国に属する大陸棚との境界線は、次の座標の各点を順次に結ぶ直線とする。

座標一	北緯三十二度五十七・〇分東経百二十七度四十一・一分
座標二	北緯三十二度五十七・五分東経百二十七度四十一・九分
座標三	北緯三十三度一・三分東経百二十七度四十四・〇分
座標四	北緯三十三度八・七分東経百二十七度四十八・三分
座標五	北緯三十三度十三・七分東経百二十七度五十一・六分
座標六	北緯三十三度十六・二分東経百二十七度五十二・三分
座標七	北緯三十三度四十五・一分東経百二十八度二十一・七分
座標八	北緯三十三度四十七・四分東経百二十八度二十五・五分
座標九	北緯三十三度五十・四分東経百二十八度二十六・一分
座標十	北緯三十四度八・二分東経百二十八度四十一・三分
座標十一	北緯三十四度十三・〇分東経百二十八度四十七・六分

座標十二	北緯三十四度十八・〇分東経百二十八度五十二・八分
座標十三	北緯三十四度十八・五分東経百二十八度五十三・三分
座標十四	北緯三十四度二十四・五分東経百二十八度五十七・三分
座標十五	北緯三十四度二十七・六分東経百二十八度五十九・四分
座標十六	北緯三十四度二十九・二分東経百二十九度〇・二分
座標十七	北緯三十四度三十二・一分東経百二十九度〇・八分
座標十八	北緯三十四度三十二・六分東経百二十九度〇・八分
座標十九	北緯三十四度四十・三分東経百二十九度三・一分
座標二十	北緯三十四度四十九・七分東経百二十九度十二・一分
座標二十一	北緯三十四度五十・六分東経百二十九度十三・〇分
座標二十二	北緯三十四度五十二・四分東経百二十九度十五・八分
座標二十三	北緯三十四度五十四・三分東経百二十九度十八・四分
座標二十四	北緯三十四度五十七・〇分東経百二十九度二十一・七分
座標二十五	北緯三十四度五十七・六分東経百二十九度二十二・六分
座標二十六	北緯三十四度五十八・六分東経百二十九度二十五・三分
座標二十七	北緯三十五度一・二分東経百二十九度三十二・九分
座標二十八	北緯三十五度四・一分東経百二十九度四十・七分
座標二十九	北緯三十五度六・八分東経百三十度七・五分
座標三十	北緯三十五度七・〇分東経百三十度十六・四分
座標三十一	北緯三十五度十八・二分東経百三十度二十三・三分
座標三十二	北緯三十五度三十三・七分東経百三十度三十四・一分
座標三十三	北緯三十五度四十二・三分東経百三十度四十二・七分
座標三十四	北緯三十六度三・八分東経百三十一度八・三分
座標三十五	北緯三十六度十・〇分東経百三十一度十五・九分

2 境界線をこの協定に附属する地図に表示する。

第二条

海底下の鉱物の単一の地質構造が境界線にまたがって存在し、かつ、当該地質構造のうち境界線の一方の側に存在する部分の全体又は一部を境界線の他方の側から採掘することができる場合には、両締約国は、当該地質構造を最も効果的に採掘するための方法について合意に達するよう努力する。当該地質構造を最も効果的に採掘するための方法に関連して両締約国間で合意することができないすべての問題は、いずれか一方の締約国の要請があつたときは、第三者による仲裁に付託する。この仲裁の決定は、両締約国を拘束する。

第三条

この協定は、上部水域又はその上空の法的地位に影響を及ぼすものではない。

第四条

この協定は、批准されなければならない。批准書は、できる限り速やかに東京で交換されるものとする。この協定は、批准書の交換の日から効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けて、この協定に署名した。

千九百七十四年一月三十日にソウルで、英語により本書二通を作成した。

日本国のために

後宮虎郎

大韓民国のために

金東祚

(英語正文一抄)

Japan and the Republic of Korea,

Desiring to promote the friendly relations existing between the two countries,

Desiring to establish the boundary in the northern part of the continental shelf adjacent to the two countries over which Japan and the Republic of Korea respectively exercise sovereign rights for the purpose of exploration and exploitation of mineral resources,

Have agreed as follows:

Article I

1. Boundary line between that part of the continental shelf appertaining to Japan and that part of the continental shelf appertaining to the Republic of Korea in the northern part of the continental shelf adjacent to the two countries shall be straight lines connecting the following points in the sequence given below:

〈座標 省略〉

2. The boundary line is shown on the map annexed to this Agreement.

Article II

If any single geological structure or field of mineral deposit beneath the seabed extends across the boundary line and the part of such structure or field which is situated on one side of the boundary line is exploitable, wholly or in part, from the other side of the boundary line, the Parties shall seek to reach agreement on the manner in which such structure or field shall be most effectively exploited. Any question upon which the Parties are unable to agree concerning the manner in which such structure or field shall be most effectively exploited shall, at the request of either Party, be referred to third-party arbitration. The decision of the arbitration shall be binding upon the Parties.

Article III

This Agreement shall not affect the legal status of the superjacent waters or air space above.

資料⑭

日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定〈大陸棚南部共同開発協定〉(1974.01.30署名、1978.06.22発効)抄

日本国と大韓民国は、

両国の間に存在する友好関係を助長することを希望し、

両国に隣接する大陸棚の南部において共同して石油資源を探索し及び採掘することが両国に共通の利益であることを考慮し、

その石油資源の開発の問題について最終的な実地的解決に到達することを決意して、

次のとおり協定した。

第一条

この協定の適用上、

- (1) 「天然資源」とは、石油資源(天然ガス資源を含む。)及びこれに付随して産出されるその他の地下の鉱物をいう。
- (2) 「開発権者」とは、いずれか一方の締約国により、当該一方の締約国の法令に基づき、共同開発区域において天然資源を探索し又は採掘することを認可された者をいう。
- (3) 「両締約国の開発権者」とは、共同開発区域内の同一の小区域についてそれぞれ認可された一方の締約国の開発権者及び他方の締約国の開発権者をいう。
- (4) 「事業契約」とは、共同開発区域において天然資源を探索し及び採掘するために両締約国の開発権者の間で締結される契約をいう。
- (5) 「操業管理者」とは、共同開発区域内の一の小区域につき、事業契約の下で、操業管理者として指定され及び行動する開発権者をいう。

第二条

- 1 共同開発区域は、次の座標の各点を順次に結ぶ直線によつて囲まれる大陸棚の区域とする。

座標一	北緯三十二度五十七・〇分東経百二十七度四十一・一分
座標二	北緯三十二度五十三・四分東経百二十七度三十六・三分
座標三	北緯三十二度四十六・二分東経百二十七度二十七・八分
座標四	北緯三十二度三十三・六分東経百二十七度十三・一分
座標五	北緯三十二度十・五分東経百二十六度五十一・五分
座標六	北緯三十度四十六・二分東経百二十五度五十五・五分
座標七	北緯三十度三十三・三分東経百二十六度〇・八分
座標八	北緯三十度十八・二分東経百二十六度五・五分
座標九	北緯二十八度三十六・〇分東経百二十七度三十八・〇分
座標十	北緯二十九度十九・〇分東経百二十八度〇・〇分
座標十一	北緯二十九度四十三・〇分東経百二十八度三十八・〇分
座標十二	北緯三十度十九・〇分東経百二十九度九・〇分
座標十三	北緯三十度五十四・〇分東経百二十九度四・〇分
座標十四	北緯三十一度十三・〇分東経百二十八度五十・〇分
座標十五	北緯三十一度四十七・〇分東経百二十八度五十・〇分
座標十六	北緯三十一度四十七・〇分東経百二十八度十四・〇分
座標十七	北緯三十二度十二・〇分東経百二十七度五十・〇分
座標十八	北緯三十二度二十七・〇分東経百二十七度五十六・〇分
座標十九	北緯三十二度二十七・〇分東経百二十八度十八・〇分
座標二十	北緯三十二度五十七・〇分東経百二十八度十八・〇分
座標一	北緯三十二度五十七・〇分東経百二十七度四十一・一分

- 2 共同開発区域を囲む直線をこの協定に附属する地図に表示する。

〈第3条(小区域の決定及び修正)、第4条(開発権者の認可及び通知)、第5条(事業契約の締結及び効力発生)、第6条(操業管理者の指定及び権限)、第7条(共同開発区域における施設の取得、建設等)、第8条(国内法令上の義務の履行)、第9条(天然資源の分配並びに費用の分担)、第10条(開発権者の探索権及び採掘権) 省略〉

第十一条

- 1 両締約国の開発権者は、両締約国の間で行われる別個の取極に従い、探索権の存続期間中に一定の数の坑井を掘さくすることを要する。この場合において、各小区域において掘さくすべきものとされる坑井の最低数は、事業契約の効力発生の日から最初の三年の期間、次の三年の期間及び残余の二年の期間について、それぞれ二を超えないものとする。両締約国は、各小区域において掘さ

くすべきものとされる坑井の最低数を合意するに当たっては、当該小区域の水深及び大きさを考慮に入れるものとする。

- 2 両締約国の開発権者が1に規定する期間のいずれかにおいて所定の数を超えて坑井を掘さくした場合には、超過して掘さくされた坑井は、当該期間に続く一又は二の期間において掘さくされたものとみなす。

第十二条

両締約国の開発権者は、探査権又は採掘権の設定の日から六箇月以内に操業に着手しなければならず、かつ、引き続き六箇月以上操業を停止してはならない。

〈第13条(小区域の放棄)、第14条(開発権者の取消し)、第15条(残存開発権者の権利及び義務)、第16条(採取された天然資源に対する法令の適用)、第17条(開発権者に対する課税等)、第18条(装置等の搬入及び搬出並びに使用についての報告)、第19条(国内法令の適用)、第20条(海洋における衝突、海洋汚染の防止等)、第21条(損害賠償)、第22条(無線局に対する周波数の割当て)、第23条(単一地質構造の採掘)、第24条(日韓共同委員会の設置、運営等)、第25条(日韓共同委員会の任務)、第26条(紛争の解決)、第27条(共同開発区域及びその上部水域における航行、漁業等への影響) 省略〉

第二十八条

この協定のいかなる規定も、共同開発区域の全部若しくは一部に対する主権的権利の問題を決定し又は大陸棚の境界画定に関する各締約国の立場を害するものとみなしてはならない。

第二十九条

両締約国は、いずれか一方の締約国の要請があつたときは、この協定の実施について協議を行う。

第三十条

両締約国は、この協定を実施するため、すべての必要な国内的措置をとる。

第三十一条

- 1 この協定は、批准されなければならない。批准書は、できる限り速やかに東京で交換されるものとする。この協定は、批准書の交換の日から効力を生ずる。
- 2 この協定は、五十年間効力を有するものとし、その後は、3の規定に従つて終了する時まで効力を存続する。
- 3 いずれの一方の締約国も、三年前に他方の締約国に対して書面による予告を与えることにより、最初の五十年の期間の終わりに又はその後いつでもこの協定を終了させることができる。
- 4 2の規定にかかわらず、いずれか一方の締約国が、共同開発区域において天然資源を採掘することが経済上の見地からもはや不可能であると認める場合には、両締約国は、この協定を改正するか又は終了させるかどうかについて協議する。この協定の改正又は終了について合意に達しないときは、この協定は、2に定める期間中効力を存続する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けて、この協定に署名した。

千九百七十四年一月三十日にソウルで、英語により本書二通を作成した。

日本国のために

後宮虎郎

大韓民国のために

金東祚

(英語正文一抄)

Japan and the Republic of Korea,

Desiring to promote the friendly relations existing between the two countries,

Considering their mutual interest in carrying out jointly exploration and exploitation of petroleum resources in the southern part of the continental shelf adjacent to the two countries,

Resolving to reach a final practical solution to the question of the development of such resources,

Have agreed as follows:

Article II

1. The Joint Development Zone shall be the area of the continental shelf bounded by straight lines connecting the following points in the sequence given below:

〈座標 省略〉

2. The straight lines bounding the Joint Development Zone are shown on the map annexed to this Agreement.

Article XI

1. Concessionaires of both Parties shall be required to drill a certain number of wells during the period of exploration right in accordance with a separate arrangement to be made between the Parties.

Article XII

Concessionaires of both Parties shall start operations within six months from the date of the establishment of exploration right or exploitation right and shall not suspend operations for more than six consecutive months.

Article XXVIII

Nothing in this Agreement shall be regarded as determining the question of sovereign rights over all or any portion of the Joint Development Zone or as prejudicing the positions of the respective Parties with respect to the delimitation of the continental shelf.

資料⑮

漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定〈漁業協定〉(1998.11.28署名、1999.1.22発効)
抄

〈前文 省略〉

第一条

この協定は、日本国の排他的経済水域及び大韓民国の排他的経済水域(以下「協定水域」とい

う。)に適用する。

第二条

各締約国は、互恵の原則に立脚して、この協定及び自国の関係法令に従い、自国の排他的経済水域において他方の締約国の国民及び漁船が漁獲を行うことを許可する。

第三条

- 1 各締約国は、自国の排他的経済水域における他方の締約国の国民及び漁船の漁獲が認められる魚種、漁獲割当量、操業区域その他の操業に関する具体的な条件を毎年決定し、その決定を他方の締約国に書面により通報する。
- 2 各締約国は、1の決定を行うに当たり、第十二条の規定に基づいて設置される日韓漁業共同委員会の協議の結果を尊重し、及び自国の排他的経済水域における海洋生物資源の状態、自国の漁獲能力、相互入会の状況その他の関係する要因を考慮する。

〈第4条(入漁許可手続) 省略〉

第五条

- 1 各締約国の国民及び漁船は、他方の締約国の排他的経済水域において漁獲を行うときには、この協定及び漁業に関する他方の締約国の関係法令を遵守する。
- 2 各締約国は、自国の国民及び漁船が他方の締約国の排他的経済水域において漁獲を行うときには、第三条の規定に従い他方の締約国が決定する他方の締約国の排他的経済水域における操業に関する具体的な条件及びこの協定の規定を遵守するよう、必要な措置をとる。この措置は、他方の締約国の排他的経済水域における自国の国民及び漁船に対する臨検、停船その他の取締りを含まない。

第六条

- 1 各締約国は、他方の締約国の国民及び漁船が自国の排他的経済水域において漁獲を行うときには、第三条の規定に従い自国が決定する自国の排他的経済水域における操業に関する具体的な条件及びこの協定の規定を遵守するよう、国際法に従い、自国の排他的経済水域において必要な措置をとることができる。
- 2 各締約国の権限のある当局は、1の措置として、他方の締約国の漁船及びその乗組員を拿捕し又は抑留した場合には、とられた措置及びその後科せられた罰について、外交上の経路を通じて他方の締約国に迅速に通報する。
- 3 拿捕され又は抑留された漁船及びその乗組員は、適切な担保金又はその提供を保証する書面を提供した後に速やかに釈放される。
- 4 各締約国は、漁業に関する自国の関係法令に定める海洋生物資源の保存措置その他の条件を他方の締約国に遅滞なく通報する。

第七条

- 1 各締約国は、次の点を順次に直線により結ぶ線より自国側の協定水域において漁業に関する主権的権利を行使するものとし、第二条から前条までの規定の適用上もこの水域を自国の排他的経済水域とみなす。

(1) 北緯三十二度五十七・〇分、東経百二十七度四十一・一分の点

〈(2)~(35) 省略〉

- 2 各締約国は、1の線より他方の締約国側の協定水域において漁業に関する主権的権利を行使しないものとし、第二条から前条までの規定の適用上もこの水域を他方の締約国の排他的経済水域とみなす。

第八条

第二条から第六条までの規定は、協定水域のうち次の(1)及び(2)の水域には適用しない。

(1) 次条1に定める水域

(2) 次条2に定める水域

第九条

- 1 次の各点を順次に直線により結ぶ線によって囲まれる水域においては、附属書 I の2の規定を適用する。

(1) 北緯三十六度十・〇分、東経百三十一度十五・九分の点

〈(2)~(16) 省略〉

- 2 次の各線によって囲まれる水域であって、大韓民国の排他的経済水域の最南端の緯度線以北の水域においては、附属書 I の3の規定を適用する。

(1) 北緯三十二度五十七・〇分、東経百二十七度四十一・一分の点と北緯三十二度三十四・〇分、東経百二十七度九・〇分の点を結ぶ直線

〈(2)~(5) 省略〉

〈第10条(資源管理についての協力)、第11条(航行、操業の安全等)、第12条(日韓漁業共同委員会)、第13条(紛争解決手続) 省略〉

第十四条

この協定の附属書 I 及び II は、この協定の不可分の一部を成す。

第十五条

この協定のいかなる規定も、漁業に関する事項以外の国際法上の問題に関する各締約国の立場を害するものとみなしてはならない。

〈第16条(協定の批准、発効及び終了)、第17条(前の漁業協定の失効)、末文 省略〉

附属書 I

- 1 両締約国は、排他的経済水域の早急な境界画定のため、誠意をもって交渉を継続する。
- 2 両締約国は、この協定の第九条1に定める水域で海洋生物資源の維持が過度な開発により脅かされないようにするため、次の規定に従い協力する。

(1) 各締約国は、この水域で他方の締約国の国民及び漁船に対して漁業に関する自国の関係法令を適用しない。

(2) 各締約国は、この協定の第十二条の規定に基づき設置される日韓漁業共同委員会(以下「委員会」という。)における協議の結果による勧告を尊重して、この水域における海洋生物資源の保存及び漁業種類別の漁船の最高操業隻数を含む適切な管理に必要な措置を、自国の国民及

び漁船に対してとる。

〈(3) (4) 省略〉

(5) 一方の締約国は、他方の締約国の国民及び漁船がこの水域において他方の締約国が(2)の規定に従い実施する措置に違反していることを発見した場合には、その事実及び関連状況を他方の締約国に通報することができる。当該他方の締約国は、自国の国民及び漁船を取り締まるに当たり、その通報と関連する事実を確認して必要な措置をとった後、その結果を当該一方の締約国に通報する。

3 両締約国は、この協定の第九条2に定める水域で海洋生物資源の維持が過度な開発により脅かされないようにするため、次の規定に従い協力する。

(1) 各締約国は、この水域で他方の締約国の国民及び漁船に対して漁業に関する自国の関係法令を適用しない。

(2) 各締約国は、委員会の決定に従い、この水域における海洋生物資源の保存及び漁業種類別の漁船の最高操業隻数を含む適切な管理に必要な措置を、自国の国民及び漁船に対してとる。

〈(3) (4) 省略〉

(5) 一方の締約国は、他方の締約国の国民及び漁船がこの水域において他方の締約国が(2)の規定に従い実施する措置に違反していることを発見した場合には、その事実及び関連状況を他方の締約国に通報することができる。当該他方の締約国は、自国の国民及び漁船を取り締まるに当たり、その通報と関連する事実を確認して必要な措置をとった後、その結果を当該一方の締約国に通報する。

附属書II

1 各締約国は、この協定の第九条1及び2に定める水域より自国側の協定水域において漁業に関する主権的権利を行使するものとし、この協定の第二条から第六条までの規定の適用上もこの水域を自国の排他的経済水域とみなす。

2 各締約国は、この協定の第九条1及び2に定める水域より他方の締約国側の協定水域において漁業に関する主権的権利を行使しないものとし、この協定の第二条から第六条までの規定の適用上もこの水域を他方の締約国の排他的経済水域とみなす。

3 1及び2の規定は、次の各点を順次に直線により結ぶ線より北西側の水域の一部の協定水域には適用しない。また、各締約国は、この水域においては、漁業に関する自国の関係法令を他方の締約国の国民及び漁船に対して適用しない。

(1) 北緯三十八度三十七・〇分、東経百三十一度四十・〇分の点

(2) 北緯三十八度三十七・〇分、東経百三十二度五十九・八分の点

(3) 北緯三十九度五十一・七五分、東経百三十四度十一・五分の点

附録 占領当局と大韓民国との間の条約及び関連文書

注：占領当局が「占領下日本(Occupied Japan)」のために締結した条約等。大韓国外務部『条約集(両者条約)第1巻(1948-1961)』1968.10による。

署名年月日	条約名	備考
1950.06.02/1950.06.06	Trade Agreement between the Republic of Korea and Occupied Japan	1950.04.01付発効
1950.06.02	Financial Agreement for Trade between the Republic of Korea and Occupied Japan	1950.04.01付発効
1950.06.02/08	Memorandum: Interchange of Certain Commodities between the Republic of Korea and Occupied Japan	
1950.06.02/08	Memorandum: Interpretation of Trade and Financial Agreements between the Republic of Korea and Occupied Japan	
1950.04.15/1951.10.04	Interim Shipping Agreement between the Republic of Korea and Occupied Japan	1950.10.04発効
1951.06.18	Memorandum: Interpretation of the Term “Services” as employed in the Trade and Financial Agreements between the Republic of Korea and Occupied Japan	
1951.04.23	Korea—Occupied Japan Trade Plan (1 April 1951—31 March 1952)	
1951.11.07	Agreement between the Government of the Republic of Korea and the Supreme Commander for the Allied Powers, the Government of Japan for the Transfer and Assumption of Rights and Interest in the Open Account Established by the Financial Agreement for Trade between the Republic of Korea and Occupied Japan	1951.11.07発効
1952.03.11 1952.03.22	Note from the Korean Diplomatic Mission in Japan to the Japanese Ministry of Foreign Affairs, concerning “Adjustment of Estimates” Note from the Japanese Ministry of Foreign Affairs to the Korean Diplomatic Mission in Japan, concerning “Adjustment of Estimates”	
1952.03.27	Memorandum for the Chief of the Korean Diplomatic Mission in Japan from the Chief, E.S.S., SCAP: subject “Korea-Occupied Japan Trade Plan” Memorandum for the Chief, E.S.S., SCAP from the Chief of the Korean Diplomatic Mission in Japan: subject “Korea-Occupied Japan Trade Plan”	
1952.04.28	Exchange of Notes (韓一日) Exchange of Notes (韓一日)	上記各書類を準用 語句を読み替え